

●香川県監査委員公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成19年9月21日

香川県監査委員 平 木 享
同 水 本 勝 規
同 鍋 嶋 明 人
同 野 田 峻 司

- 1 監査対象部局 農政水産部
- 2 監査対象年度 平成18年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
農業大学校	平成19年4月17日
水産試験場	平成19年4月20日
赤潮研究所	〃
農業試験場	平成19年4月26日
畜産試験場	〃
西讃農業改良普及センター	〃
畜産課	平成19年5月22日
農業経営課	〃
水産課	平成19年5月23日
海区漁業調整委員会	〃
農業生産流通課	平成19年5月29日
土地改良課	〃
農村整備課	〃
東讃土地改良事務所	平成19年5月30日
東部家畜保健衛生所	〃
農政課	平成19年7月12日
西讃土地改良事務所	平成19年8月17日
中讃農業改良普及センター	平成19年8月20日
中讃土地改良事務所	〃
東讃農業改良普及センター	〃
西部家畜保健衛生所	平成19年9月7日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 所得税の戻入について

委員の謝金の戻入に当たり、控除した所得税についても戻入手続を行う必要がある。(農業経営課)

イ 行政財産の目的外使用料の算定について

行政財産の目的外使用料の算定に当たり、一部積算誤りがあるので、正当額との差額分を追加徴収する必要がある。(農業試験場)

ウ 消防用設備の保守について

上半期の消防用設備法定保守点検結果において、不良箇所を指摘されながら必要な措置を行っていなかったため、措置を行う必要がある。(農業大学校)

(3) 検討指示事項

ア 登記事務処理の推進について

用地の未登記の解消については、関係機関と連携を図り、引き続きその解消に向けた計画的・重点的な取組が必要である。(土地改良課)

イ 土地改良事業等に係る市町負担金について

土地改良事業等に係る市町負担金について、納付期限を過ぎて納付されていたものがあったため、関係市町と協議を行い、県事業の円滑な遂行に努める必要がある。(土地改良課、農村整備課)